

令和3年度（2021年度） 地域づくり夢チャレンジ推進補助金 募集要項

豪雨枠 追加募集

重要

地域づくり夢チャレンジ推進事業は、地域の特性や地域資源を活かして、地域の課題解決のために行う、新たな、新しい生活様式に対応した地域づくりの取組みを支援するものです。

補助を受けるには、次のような事業であることが必要です。

- * 国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること
- * 事業実施者にとって、新規に取り組む事業であること
- * 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと（ただし、高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く）
- * 備品の取得のみを目的とする事業でないこと
- * 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること
- * 個人への金銭的給付を行うものでないこと
- * 地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること

熊 本 県

事業計画書提出から補助金交付までの流れ

(1) 事業計画書提出手続き

地域団体等は、事業計画書及び補助金交付要項に定めるその他必要と認める書類を、市町村へ提出してください。提出部数、市町村への提出方法、時期等の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

市町村等は、事業計画書及び補助金交付要項に定めるその他必要と認める書類を、各2部（熊本市内の団体及び山鹿市については1部）、次の期間までに最寄りの地域振興局総務振興課又は振興課（熊本市内の団体については県庁地域振興課、山鹿市においては県北広域本部振興課）まで提出してください。

なお、市町村は、市町村等の事業及び管内地域団体等の事業をとりまとめて提出してください。

市町村から県への提出期間（補助金交付要項で定める募集期間）

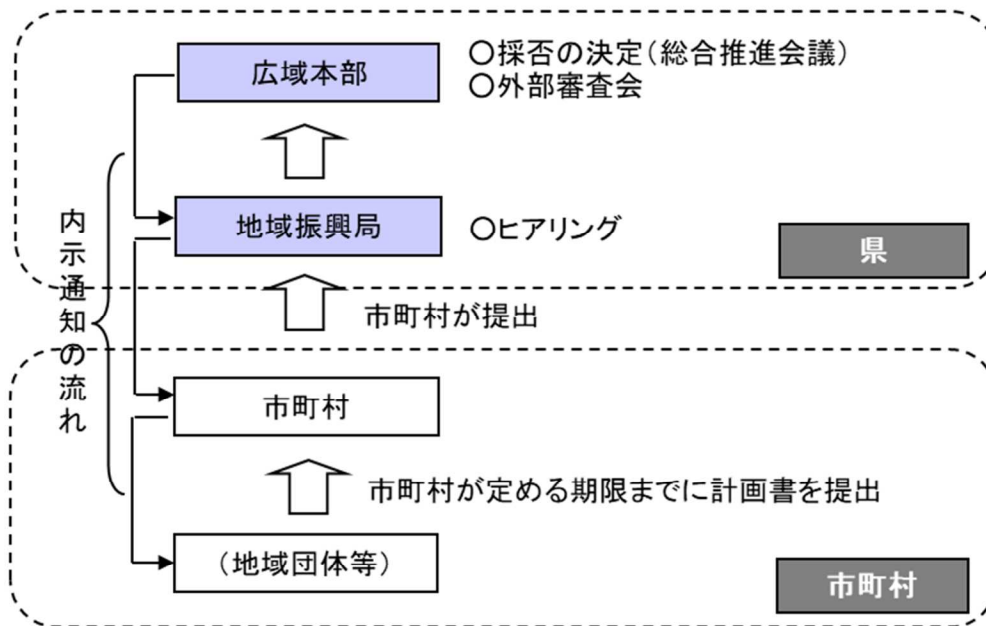
令和3年（2021年）6月17日（木）～令和3年（2021年）6月30日（水）

ただし、予算状況によっては、追加の募集を行う場合があります。

地域団体等から市町村への提出期限

市町村が指定する期日までに、市町村へ提出してください。

事業計画書提出の流れ



※交付申請や実績報告等の手続きについても、同様の流れになります。

(2) 補助対象事業の選定

ヒアリング及び書類審査を行い、補助対象事業を選定します。

審査結果は、市町村に内示します。

市町村への内示時期

令和3年（2021年）8月上旬

内示時期は、あくまで予定であり、実際の内示は前後することもありますので、予め御了承ください。

(3) 交付申請・交付決定

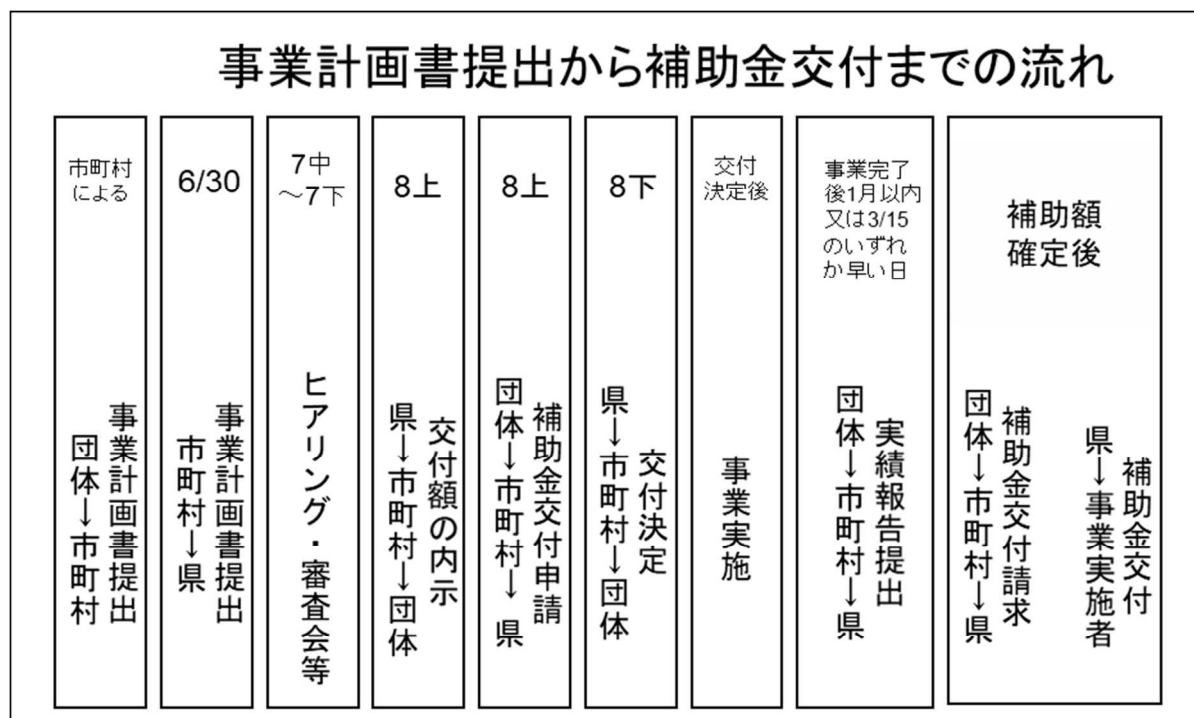
内示に基づく市町村や地域団体等からの交付申請を受け、各広域本部長が交付決定を行います。

(4) 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた場合には、事業完了後速やかに実績報告書を提出してください(事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確に分かるようにしておいてください)。

(5) 補助金の交付

補助金は、事業が完了し補助金額が確定した後、補助金交付請求書の提出を受けて支払います(必要と認められる場合は、事業完了前に概算払いできる場合があります)。



交付決定を受けた場合の注意事項

- (1) 交付決定を受けた場合は、申請した事業計画書に基づいて、事業を実施してください。事業計画書に記載した内容を変更する場合は、変更した内容を実行する前に、予め県に相談してください。変更の内容によっては、県に対して変更を申請し、承認又は変更交付決定を受ける必要があります(変更内容によっては承認等ができない場合もあります)。
承認等を得ずに事業計画書と異なる事業を実施した場合、補助金の交付ができないことがあります。
- (2) 補助対象経費の支出にあたっては、領収書、請求書、納品書等の証拠書類を分かりやすく整理・保存してください。実績報告時に必要となります。
- (3) 交付決定より前に事業に着手することはできませんので御注意ください。

詳しくは、「令和3年度(2021年度)地域づくり夢チャレンジ推進補助金交付要項」をご覧ください。

豪雨枠

事業の目的

令和2年7月豪雨からの復興に向けて、被災地域における交流人口減少に歯止めをかけるため、自然・食・文化等の地域資源を活かしたPRイベントの開催や地域の魅力発信などの取組みを支援します。

補助対象事業

上記の目的に沿って行う、豊かな自然、食、歴史、文化等の地域の資源・特性を活かした取組み。

【留意点】

- (1) 支援対象事業は、次のような取組みであることが必要です。
 - ・取組み内容が非営利活動であり、公益上の目的があること
 - ・取組み内容がメディア等を活用した広報のみのものでないこと
 - ・取組み内容がこれまで継続しているものではないこと
- (2) このメニューに限っては次年度以降の継続的な活動を前提としない単年度限りのイベントも支援対象とします。

事業実施者

(1) 市町村等

市町村、広域連合、一部事務組合、及び市町村が参画し、かつ中心となって運営を行う実行委員会・協議会等

熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内被災地域に波及すると認められた場合は、補助対象となることがあります。

(2) 地域団体等

地域づくり団体、地域コミュニティ組織、NPO法人、福祉・商工・農林水産・文化関係団体、及び地域づくり団体等で構成する実行委員会・協議会等

補助種別・補助率・補助上限額等

事業実施者	補助種別	補助率	補助上限	補助下限
市町村等	ソフト事業	補助対象経費の3/4以内	3,000千円	1,000千円
	ハード事業	補助対象経費の1/2以内		
地域団体等	ソフト事業	補助対象経費の3/4以内	2,000千円	500千円
	ハード事業	補助対象経費の1/2以内		

ICT(情報通信技術)を活用する場合は、1,000千円を限度に補助上限額の上乗せを行います(事業の内容がICT活用経費のみである場合も対象となります)〔計算方法はP17を参照〕

【留意点】

- ・補助対象経費に占めるハード事業に要する経費の割合は50%未満とします。
- ・補助金交付決定後に補助金の下限額を満たさなくなった場合は、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付はできません。

補助対象経費

補助対象事業実施に要する経費。

【参考：ICT活用にかかる補助対象経費例】

- ・情報システム開発費
- ・ソフトウェア購入費
- ・ICT利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

なお、次の経費は除きます。

- ・団体の組織や施設の運営に要する経費
- ・飲食に要する経費
- ・出資、出捐、貸付に要する経費
- ・土地の取得、賃借、補償に要する経費
- ・建物等の構造物の新築、増築、改修及び取得に要する経費
- ・備品の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
- ・その他、知事が不適当と認める経費

【留意点】

- ・登記、登録等を必要とする備品の取得は、法人格を有する団体に限ります。

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】

補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。

ただし、自己資金が500千円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、500千円を限度に事業収入を自己資金扱いにできます。

審査の視点

- (1) 創意・工夫があり、先駆性を有しているか
- (2) 地域の有形、無形の資源を活用しているか
- (3) 事業の企画・実施の段階で、地域住民や関係団体等の参加や連携が図られようとしているか
- (4) 事業実施による地域課題解決の効果が期待できるか
- (5) 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた取組みであるか

補助対象事業例

〔以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。〕

令和2年7月豪雨による県内外からの交流人口減少に歯止めをかけるための各地域の自然、農林水産物、食、歴史、文化、温泉、良好な景観等の地域資源を活かした次ような取組み

- (1) 観光ルート開発等の取組み
 - ・地域独自の資源や特性を活かしたツーリズムのモデルコースづくり
- (2) 誘客促進等の取組み
 - ・地域の伝統・食文化を活かした地域産品の開発及び販路開拓
- (3) 情報発信等の取組み
 - ・地域の食や文化等を他地域に情報発信するとともに、誘客に伴う地域独自のおもてなしの取組みなど

ICT（情報通信技術）を活用する場合の審査の視点

ICTを活用した取組みを行う場合、各分野の審査の視点に加え、以下の項目について審査します。

- (1) システム導入により地域づくり上の各種効果等が見込まれること
- (2) システム導入による事業の効率化や経費節減等各種効果が見込まれること
- (3) 事業内容に照らして経費が過大でないか、また費用に対する効果が見込まれること

ICT（情報通信技術）を活用する場合の補助額の計算方法

ICTの活用を含む取組みの場合に、ICTの活用に伴い各分野の補助上限額を超える場合は、次により算定し、補助上限額の上乗せを行います（分野「地域連携枠」「その他の取組み」を除く）

（各分野の補助上限を超えない場合は、通常どおり計算します。）

【計算方法】

当該ICT活用経費を控除した補助対象経費に補助率を乗じ、補助上限額までを補助額として算定。（A）

で控除したICT活用経費に同じ補助率を乗じ、補助額を算定。（B）

とを合算した額又は、補助上限額にICT活用に伴う上乗せ分1,000千円を加算した額のいずれか低い額が補助額となります。

【例1】

取組名 : 交流促進の取組み

補助上限額 : 2,000千円（地域団体等）

補助率 : 補助対象経費の1/2以内

* 補助対象経費 : 7,000千円（うちICT活用経費1,000千円）の場合

< 補助額計算方法 >

7,000千円（総額） - 1,000千円（ICT） = 6,000千円

6,000千円 × 1/2（補助率） = 3,000千円 上限額 2,000千円（A）

1,000千円（ICT） × 1/2（補助率） = 500千円（B）

（A） + （B） = 2,500千円 + （2,500千円） < 上限額 + 上乗せ額（3,000千円）

* 補助額は2,500千円となります。

【例2】

取組名 : 交流促進の取組み

補助上限額 : 2,000千円（地域団体等）

補助率 : 補助対象経費の1/2以内

* 補助対象経費 : 7,000千円（うちICT活用経費5,000千円）の場合

< 補助額計算方法 >

7,000千円（総額） - 5,000千円（ICT） = 2,000千円

2,000千円 × 1/2（補助率） = 1,000千円（A）

5,000千円（ICT） × 1/2（補助率） = 2,500千円（B）

（A） + （B） = 3,500千円 + （3,500千円） > 上限額 + 上乗せ額（3,000千円）

* 補助額は3,000千円となります。

事業計画書等提出先・お問合せ先一覧

県の組織		提出窓口	電話	F A X	管轄等
県 中央 広域 本部	県庁 企画振興部	地域振興課	096-333-2180	096-381-9001	熊本市
	宇城 地域振興局	総務振興課	0964-32-2113	0964-33-4335	宇土市 宇城市 美里町
	上益城 地域振興局	総務振興課	096-282-3044	096-282-2050	御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 山都町
県 北 広域 本部	菊池 地域振興局	振興課	0968-25-4121	0968-25-0396	菊池市 合志市 大津町 菊陽町
	玉名 地域振興局	総務振興課	0968-74-2113	0968-74-2116	荒尾市 玉名市 玉東町 和水町 南関町 長洲町
	県北広域本 部(菊池地域 振興局)	振興課	0968-25-4121	0968-25-0396	山鹿市
	阿蘇 地域振興局	総務振興課	0967-22-3903	0967-22-4103	阿蘇市 南小国町 小国町 産山村 高森町 南阿蘇村 西原村
県 南 広域 本部	八代 地域振興局	振興課	0965-33-3149	0965-33-3174	八代市 氷川町
	芦北 地域振興局	総務振興課	0966-82-4445	0966-82-3596	水俣市 芦北町 津奈木町
	球磨 地域振興局	総務振興課	0966-24-4113	0966-24-5761	人吉市 錦町 あさぎり町 多良木町 湯前町 水上村 相良村 五木村 山江村 球磨村
天 草 広域 本部	天草 地域振興局	総務振興課	0969-22-4214	0969-24-2022	天草市 上天草市 苓北町